

続『我が人生・ハザンへの道』（告発編）

序 章

会員の皆様、はじめにお断り致します。

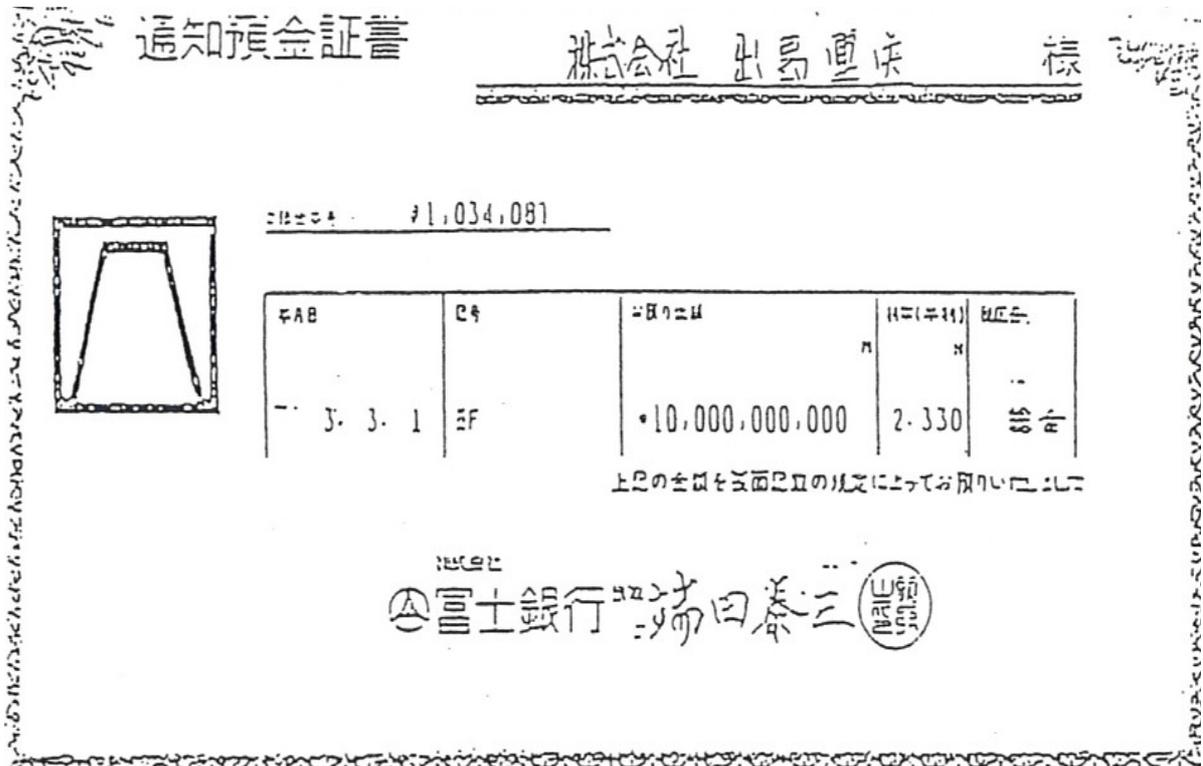
私は、本件詐欺事件の『無罪』を訴えるつもりは、全く有りません。
それは『無罪』を訴えたくても、はじめから『此の世に存在しない』
本件詐欺事件話の『無罪』を訴えることは不可能だからです。

本件詐欺事件は、はじめから『此の世に存在しない』話です。

証拠は、

海部内閣の方針に従い、警視庁捜査二課がコピー偽造
した富士銀行 100 億円の「架空通知預金証書」です。

直視！



皆さん、常識で考えてください。

平成3年3月1日付け、証書番 1034081 金額 100 億円の通知預金証書は、預金預入番号ー 00001 が不存在の単なる「通知預金口座」そしてコンピュータで印字されてい無い「宛名が手書き」頭取の名前も「手書き」頭取の印も偽造』された、誰が見ても一目で分かる 100 億円の「架空預金証書」です。

東証上場企業住友銀行の 100%子会社である総合ファイナンスサービス株式会社は、此の「架空預金証書」と「質権設定承諾書」で 100 億円の協力預金担保融資取引は出来ません。

これが平成3年3月1日付け 100 億円の「質権設定契約書」です。

質権設定契約書

本契約の成立を証するため本証書2通を作成し、甲乙各1通保有する。

株式会社 出島 運送 (以下甲という) 総合ファイナンスサービス株式会社 (以下乙という) とは、質権設定に関しつぎのとおり契約した、

平成 3 年 3 月 / 日

第 1 条 甲が乙との間に締結した平成 3 年 3 月 / 日付 金銭消費貸借契約 にもとづき、甲が乙に対して現在および将来負担する一切の債務の担保として下記預金に質権を設定し、預金証書を乙に引渡し乙はこれを受領した。

甲 東京都荒川区東日暮里2丁目20番4号
株式会社 出島 運送
代表取締役 出島 正男

記
預 金 名 通知預金
額 面 金 額 ￥10,000,000,000.
証 書 番 号 1034081
締 期 日 H. 3. 3. 29
名 義 人 株式会社 出島 運送
金 融 機 関 名 富士銀行 赤坂支店

第 2 条 甲は本契約締結後遅滞なく本質権設定につき、書面により当該金融機関の承諾を得なければならない。

乙 東京都中央区日本橋茅場町2丁目17番9号
総合ファイナンスサービス株式会社
代表取締役 中村 一義

第 3 条 乙が甲の 原契約各項 の違反により第1条の預金につき支払を受けたときは、乙は当該預金相当額をもって甲に対する債権にその弁済の定め如何にかかわらず充当することができる。
この場合もし不足があるときは、甲は乙に直ちに現金で一括弁済し、残金があるときは乙は甲に返却する。

第 4 条 本契約に定めなき事情または本契約の各条項につき疑義を生じたときは、その都度甲乙協議の上解決するものとする。

通知預金証書の預入番号ー00001が存在していません。

平成3年3月1日付け100億円の「質権設定承諾請求書」です。

質権設定承諾請求書

平成3年3月1日

富士銀行 赤坂支店 御中

質権設定者 } 東京都荒川区東日暮里2丁目20番4号
株式会社 出島 運送
代表取締役 出島 正明

債務者 } 

買権者 東京都中央区日本橋茅場町2丁目17番9号
総合ファイナンスサービス株式会社
代表取締役 中村 一義

債務者 株式会社 出島運送 が総合ファイナンスサービス株式会社 に対して現在及び将来負担する一切の債務の担保として、下記明細の預金元利金のう えに質権を設定いたしましたから、ご承諾くださいますよう運営をもってご依頼申し 上げます。

なお、次項についてもご承諾願いたく併せてご依頼申し上げます。

1. 下記明細の預金を借替・継続した場合、預金証書が併合・分割・減額または利 息元加されても、また期間・利率が変更されても借換えられた預金は引き続き上記 債務の根担保とすること。
2. 前項の預金の借替・継続は買権設定者において買権者の同意を得てこれを行う ことができる。
3. 貴行に対し、買権者から本買権実行の請求がなされた場合は、本預金期日の到 来のいかんにかかわらず債務不履行の事実を確認することなく、また買権設定者 の同意なしにただちにこれに応ずること。

< 明 細 >

種 類	発行銀行	証書番号	預入日	期 日	金 額	名義人
通知預金	富士銀行 赤坂支店	1024021	ひ.3.1	—	4/1000000000	株式会社 出島運送

上記買権設定および依頼事項を承諾いたしました。

平成3年3月1日

東京都港区赤坂四丁目1番33号

株式会社 富士銀行 赤坂支店

支店長 武 菊夫

登録第 一〇 号



銀行業務で通知預金の手続きは一口5万円以上で「預入番号」ー00001を 使用する。通知預金は一口のお取引となり通知預金口座を開設し預金は預 入番号-00001が預金をお預かりした「証」となります。

銀行法に則した銀行内手続き。

通知預金についてですが、通知預金の法的性格としては、

- ・預け入れの一口について一つの消費寄託契約が成立する。
- ・一口の金額の一部払出しはできない。
- ・数口の払出しが通帳に表示されていても、合体して一つの預金債権にならない。
- ・銀行は据置期間中には払出しに応じる義務はなく一種の確定期限付き債権である。
- ・しかし、据置期間経過後は、転じて期限の定めない要求払い預金の性質を有する ことになる。

富士銀行赤坂支店事件で総合ファイナンスサービスは100億円の協力預金を預金拘束する「質権設定請求書」の預金預入番号-00001の無い、誰が見ても分かる「通知預金口座」では融資取引はできません。

海部内閣の指示で、富士銀行赤坂支店を舞台に平成3年3月1日、渉外課長が犯した犯罪構造、協力預金担保融資と犯罪取引構造「総合ファイナンスサービス⇔出島運送」は、警視庁捜査二課・東京地方検察庁刑事部・裁判所が、はじめから『此の世に存在位しない』話『国が犯罪』をデッチ上げた「職務犯罪行為」と断罪する。

会員の皆様、

海部内閣は『憲法』と『法律』を無視し『国が犯罪』をデッチ上げたのです！

国民が選挙で「一票」を投じた国会議員が「一票」の重責を忘れ派閥政治家の「一票」となり、アメリカ植民地政策から独立出来ない自民党独裁政権が国民から血税を貪るだけの『独裁国家』なのです。

自民党独裁政権「独裁国家」が仕掛けた隠蔽工作！

昭和62年（1987）竹下内閣が国際金融政策の大失態を犯し我が国の金融経済社会を一面焼け野原したマネーゲーム「バブル経済社会」の構築と崩壊を招いた『国家犯罪』を平成3年2月、海部内閣の方針として『円』を護る為に、金融機関・報道機関・司法機関に『国が犯罪』をデッチ上げる隠蔽工作进行を指示したのです。

その隠蔽工作は、

大手都市銀行を舞台（ステージ）に銀行員個人がノンバンクから巨額融資金を騙し取った、不正融資事件話を机上でデッチ上げる事でした。

此処から、その理由と目的を立証します。

理由は、

国が犯した、国際金融戦争で銀行のダミー預金者名義で発生させた巨額損失金を隠蔽する為、銀行員個人に対価を支払い「汚れ役」を押し付け、銀行員個人がノンバンクを騙した『犯罪』とノンバンクの『被害金』即ち、国が存在しない犯罪をデッチ上げる事だったので。

その目的は、

海部内閣の方針に従い、国が銀行のダミー預金者名義で発生させた巨額損失金を「被害金」にすり替え、銀行がノンバンクの「被害金」を使用者責任として被害弁済する「粉飾決済」を捏造し、回収不能な損害金債権として平成4年3月決算期に一括償却する『粉飾決算』不正会計処理『脱税』を行う事だったので。

銀行員個人が対価を受け取り「汚れ役」になり銀行内で預金担保債権を偽造した犯罪で「犯罪者」になる事で、国が銀行のダミー預金者名義で発生させた巨額損失金をダミー預金者に知られる事なく処理したのです。

即ち、マネーゲーム「バブル経済社会」を構築し崩壊を招き多くの国民を自殺に追い込んだ『平成の悲劇』を隠蔽する為、銀行員が自ら犯罪を全て認めて「刑務所」に行かなければ、銀行が使用者責任として公に被害弁済する「粉飾決済」と『粉飾決算』が出来ないので。

『粉飾決算』不正会計処理『脱税』を立証します。

海部内閣・宮沢内閣は『憲法』を無視した憲政史上最悪な『国が犯罪』話をデッチ上げ「粉飾決済」を捏造して『粉飾決算』不正会計処理『脱税』を警視庁捜査二課捜査員・東京地方検察庁刑事部検察官・裁判所裁判官が犯したのです。

私が、世界中に告発する恐ろしい『粉飾決算』の『真相』と恐るべき『背景』国が犯した『国際保険金詐欺』の隠蔽工作です。

会員の皆様、

警視庁捜査二課の捜査員は渉外課長が「架空預金証書」と「質権設定承諾書」を偽造して融資担当者を「騙した」そう自白しても怒ります。

此の「架空預金証書」と「質権設定承諾書」で誰が「騙される」ふざけるな！通知預金口座で『どうやって騙すのか』捜査の基本は常識です。自供を裏付ける証拠が此の「架空預金証書」と「質権設定承諾書」コピー偽造では、論外です。

皆さんそうでしょう！100億円ですよ！

私は、海部内閣の方針に従い捜査員が、はじめから『此の世に存在しない』犯罪話をデッチ上げた「職務犯罪行為」と断罪する。

そもそも、本来の警視庁捜査二課は「被害者」総合ファイナンスサービスの社長に被害状況を徹底的に録取し被害が証拠で立証されたら被害届（告訴状）を出させます。本件は何もしていません。

当然のことです。東証上場企業総合ファイナンスサービスは、民事・商事の法に則してインターバンク市場で銀行とCD・CPを用いた他行預金担保融資取引「富士銀行赤坂支店⇔総合ファイナンスサービス」民事取引をして金利と手数料を得ただけです。

社会常識です。

経済社会の原理原則で刑事司法は民事不介入の大原則が存在します。

平成3年3月1日、渉外課長が犯した犯罪構造、協力預金担保融資と犯罪取引構造「総合ファイナンスサービス⇔出島運送」は、海部内閣の方針に従い、警視庁捜査二課捜査員が常識を逸脱して『国が犯罪』をデッチ上げた「職務犯罪行為」の「証」です。

東京地方検察庁刑事部検察官が犯した「職務犯罪行為」

本来の検察官は、此の「架空預金証書」と「質権設定承諾書」を偽造して融資担当者を「騙した」そう銀行員が自供しても立証証拠が（原本）でない（コピー偽造品）では起訴することはしません。

海部内閣の方針従い、東京地方検察庁刑事部検察官が常識を逸脱して『国が犯罪』をデッチ上げた「職務犯罪行為」の「証」です。

東京地方裁判所裁判所刑事部裁判官が犯した「職務犯罪行為」

本来の裁判官は、此の「架空預金証書」と「質権設定承諾書」を偽造して融資担当者を「騙した」そう検察官に公訴提起されても立証証拠が（原本）でない（コピー偽造品）では、法廷を開廷しません。

海部内閣の方針従い、東京地方裁判所裁判所刑事部裁判官が常識を逸脱して『国が犯罪』をデッチ上げた「職務犯罪行為」の「証」です。

証拠は、

海部内閣の方針に従い、金融機関・報道機関がデッチ上げた『告訴状』！
海部内閣の方針に従い、警視庁捜査二課がデッチ上げた『逮捕状請求書』！
海部内閣の方針に従い、東京簡易裁判所がデッチ上げた『逮捕状』！
海部内閣の方針に従い、検察庁検察官がデッチ上げた『起訴状』！
海部内閣の方針に従い、裁判所裁判官がデッチ上げ『罪となるべき事実』！

国民に『知らせる』べき基本的人権無視です！

それは、平成3年3月決算期に国が銀行のダミー預金者名義で巨額損失金を発生させた責任を富士銀行が富士銀行赤坂支店 渉外課長、協和埼玉銀行本店が営業部次長、東海銀行が秋葉原支店得意先係支店長代理に「汚れ役」を受け入れる対価を支払い『国が犯罪』をデッチ上げ彼らを「犯罪者」にした断じて許されない基本的人権無視です。

基本的人権無視を承知してマスコミは報道したのです。

海部内閣の方針に従い、平成3年（1991）7月末、大手都市銀行（3行）の副頭取が記者会見を開き各銀行を舞台（ステージ）に銀行員がノンバンクから、総額 3310 億円騙し取った巨額不正融資事件話を新聞報道でデッチ上げた「証」です。

富士銀行赤坂支店が総額 2600 億円（51 件） 東海銀行秋葉原支店が総額 630 億円（13 件）を銀行員個人がノンバンクから騙し取り費消した、はじめから『此の世に存在しない』犯罪話を国がデッチ上げた「証」です。

此の新聞報道が原因で、私と国家権力の闘いが始まるのです。

平成3年7月25日

平成3年7月26日

平成3年7月27日



平成3年7月25日、海部内閣の方針に従い、富士銀行赤坂支店を舞台に銀行員が犯した、被害総額 2600 億円（51 件）不正融資事件を国がデッチ上げた「証拠」が此の告訴報道です。

平成3年7月26日、海部内閣の方針に従い、協和埼玉銀行本店を舞台に銀行員

が犯した、被害総額 80 億円、不正融資事件を国がデッチ上げた「証拠」が此の告訴報道です。

平成 3 年 7 月 27 日、東海銀行秋葉原支店を舞台に銀行員が犯した、不正融資事件が発覚した新聞報道を演じた「証」です。

平成 3 年 7 月 29 日、海部内閣の方針に従い、東海銀行秋葉原支店を舞台に銀行員が犯した、被害総額 630 億円（13 件）不正融資事件を国がデッチ上げた「証拠」が此の告訴報道です。

被害総額 3310 億円ですよ！現実には存在しない話です。ですから 3 日連続で、演じられた恐ろしい『国が犯罪』をデッチ上げたのです。

此の新聞報道は、基本的人権を踏みにじる「ペンの暴力」です。

この国は何時でも新聞報道を利用して国民を騙すのです！

平成 3 年 7 月 25 日、富士銀行赤坂支店事件のデッチ上げ。



報道機関各社は、経済社会の常識を無視する報道をしました！

『富士銀行赤坂支店渉外課長が 1987 (昭和 62) 年 9 月から、都内の不動産業者

など23社の取引先名義で、総額2600億円の「架空預金証書」と「質権設定承諾書」(51枚)を偽造して、これをファイナンス会社(ノンバンク)十数社に持ち込み、取引先企業に対する同額の融資を行わせていたことが、25日明らかになった。同行はファイナンス会社の融資を肩代わりしたが、肩代わりが不能でファイナンス会社に支払った被害金額は271億にのぼる』と記者会見で公表しました。

- ①、『富士銀行赤坂支店渉外課長が1987(昭和62)年9月から、都内の不動産業者など23社の取引先名義で、総額2600億円の「架空預金証書」と「質権設定承諾書」(51枚)を偽造して』此の記事は「ペンの暴力」です。
- ②、『これをファイナンス会社(ノンバンク)十数社に持ち込み、取引先企業に対する同額の融資を行わせていたことが、25日明らかになった。』此の記事は「ペンの暴力」です。
- ③、『同行はファイナンス会社の融資を肩代わりしたが、肩代わりが不能でファイナンス会社に支払った被害金額は271億にのぼる』此の記事は「ペンの暴力」です。

内閣の方針に従い、7月25日(木)、富士銀行副頭取が記者会見を開き、昭和62年9月から富士銀行赤坂支店を舞台に渉外課長が、総額2600億円の「架空預金証書」と「質権設定承諾書」(51枚)を偽造して犯した「有印私文書偽造、同行使、特別背任」話を国が犯罪をデッチ上げて「発覚」と「告訴」を公表した「ペンの暴力」と断罪する!

私が「ペンの暴力」と断罪する根拠!

人として絶対やってはいけない富士銀行事件のデッチ上げ基本的人権無視、此の人権侵害非道を直視してください。

その証拠が、参議院第121回国会証券及び金融問題に関する特別委員会第5号です。

平成三年九月五日(木曜日) 午前10時開会

参議院

参院 第121回国会 証券及び金融問題に関する特別委員会 第5号

平成三年九月五日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

九月四日

辞任	補欠選任
谷川 寛三君	鹿熊 安正君
安恒 良一君	堀 利和君
鎌山 博君	高崎 裕子君
古川太三郎君	萬井 和伸君

九月五日

辞任	補欠選任
高崎 裕子君	鎌山 博君
寺崎 昭久君	三治 重信君

出席者は左のとおり。

委員長	平井 卓志君
理事	

	大浜 方榮君
	斎藤栄三郎君
	山岡 賢次君
	北村 哲男君
	白浜 一良君
	近藤 忠孝君
	池田 治君
	三治 重信君

委員

井上 章平君
石井 道子君
石川 弘君
石原健太郎君
合馬 敬君
狩野 明男君
鹿熊 安正君
陣内 孝雄君
須藤良太郎君
高橋 清孝君
西田 吉宏君
野末 隆平君
岩本 久人君
種田 誠君
野別 隆俊君
堀 利和君
前畑 幸子君
村田 誠壽君
本岡 昭次君

参議院

○木庭純太郎君 はい。

○参考人(橋本徹君) そうしますと……

○木庭純太郎君 元課長が言っていることに對してどう思っているか。違うというふうに。

○参考人(橋本徹君) 元課長はそういうように言っておりますが、私どもの方は、その当時の支店長に直接聞きましたところ、彼の方はそうではないというように言っております。

○近藤忠孝君 ただいま入ったニュースによりますと、東京地検特捜部は本日午前中、旧埼玉銀行の東京営業部長、これは外山といいますが、を逮捕いたしました。これは、預金の質権設定承諾書偽造でノンバンクから四十億円融資させたという意味では、今問題になっている富士銀行と同様の事件で初めての逮捕であります。

そこで、富士銀行の頭取としての感想をお聞かせたい。

○参考人(橋本徹君) 他行の事件でございますので、不用意なコメントは避けさせていただきますと思います。

私どもの事件につきましては、たゞいま捜査当局が捜査中でございまして、早晚その辺のところが明らかになるんだろうというように思っております。

○近藤忠孝君 最新の週刊文春によりますと、これは中村元課長から聞いたことが出ています。「私は富士銀行に『汚れ役』を押しつけられた」ということであります。その冒頭の部分で、五月二十三日に発覚し、六月九日から七月二十八日まで何と五十日間におわたって富士銀行で缶詰にされたと述べております。どこに缶詰にしたのか、その問句をしておいたのか、お答えいただきたい。当然、頭取に報告が来ているはずですね。

○参考人(橋本徹君) 缶詰という言葉は御本人が言っておられるようですが、私ども、缶詰にしたつもりはございませんで、御本人の了解のもとに御本人からいろいろ事情を聞いておったということでございます。

○近藤忠孝君 監察とは申しておりません、これは犯罪ではありますが、五十日間も缶詰にしたわけでありまして、要するに事実を聞き出した、富士銀行は全貌をつかんでいると理解しております。この本人から聞き出したことは全部頭取のもとに報告されておりますね。

○参考人(橋本徹君) 私のところにそのまんまの報告が参っております。

○近藤忠孝君 では、何でも御存じかどうかです。

次に、先ほど二千六百四十億円の不正融資の件で、融資をしたノンバンクについてのお話がありました。八社は公表してもよいと承諾したということであり、この公表してもよいと言ったノンバンクが、これから申し上げますから、その中に含まれているかどうか。向こうが公表していいと言ったんだから。

三井不動産ファイナンス、日本信販、オリックスアルファ、住商リース、オリックス、コスモ信組、夏目商事、ナショナルウエスト、M・B・M銀行、昭和リース、シャープ・ファイナンス、YSファイナンス、総合ファイナンス、日興信。以上、どうですか。

○参考人(橋本徹君) 確かにこの十五社中の八社は名前をディスクローズしてもいい。ただ、条件がありまして、十五社全社がディスクローズをする場合にはディスクローズしていいということでありまして、まだあとの七社の承諾がどれておりませんので申し上げるわけにまいりません。御了承くださいと思っております。

○近藤忠孝君 残りの七社も今申し上げた中に含まれておりますか。

○参考人(橋本徹君) 大家恐縮でございますが、その点も確認することはできませんので、御了承願いたいと思っております。

○近藤忠孝君 委員長、それは参考人だからしなくてもよいということなんですか。これは国民の要求によって、国会として公共性を持つ金融の不正を今ただしているんです。こういう再発防止のためにこの委員会を聞いて、そのためにあなたに来ていただいております。あなたの方が動かし金あるいは不正融資になった金、これは国民の金なんです。これは経済の血液です。今の態度、許せないと思うんですね。

どうですか、委員長、委員長からもお勧めになりますか、今のこのことについてのお答えをいただくことを。

○委員長(平井卓志君) 委員長から申し上げます。

本日は参考人質疑でございますので、今のやりとりの中身については質疑者本人と詰めていただきます。

○近藤忠孝君 では、これは理事会で問題になったけれども、答弁いかんによっては証人ということもあり得るということだと思います。

次に、このノンバンクからの金は、結局富士銀行で還流していますよ。その中から中村元課長に渡った金はあるのかどうか。中村元課長には一億八千万のリポートが行っている、これはもう明らかになっている事実です。行っていることは確かですね。どこから行っているのか、そして、そこから政治家へ流れている可能性もあるんじゃないか、何しろ中村から全貌を聞いたんだから、わかっているはずですね。

○参考人(橋本徹君) お答えいたします。

本人からももちろんいろんな報告を受けておりますけれども、本人が不正に調達した金をその後どのように使ったか、そのあたりについてはつまみづかひがございません。聞いておりません。

○近藤忠孝君 これは五十日間も聞いたんだから、何を聞いていますか、やっぱり行方がわからなきゃ悪質さもわかりませんよ、また銀行の責任も果たせませんね。その答弁は私は成り立たぬと思うんですよ。

○参考人(橋本徹君) 確かに五十日におわたっている事情聴取はいたしましたけれども、私どもに対する回答にはやはり限界がございます。そのために私どもは、二百五十億の被害を受けたということで捜査当局に告発いたしました。司直の手で今解明が進んでいるところでございます。その辺のところにつきましては、私どもの方では承知しておりませんで、これから司直の手で明らかにされていくことだろうと存じます。

上から12段目、近藤忠孝議員が、富士銀行頭取に対して質問をしました。
 { 最近の週刊文春によりますと、これは中村課長から聞いた事が出ています。

「私は富士銀行に『汚れ役』を押し付けられた」という事があります。

その冒頭の部分で、五月二十三日に発覚し、六月九日から七月二十八日まで何と五十日間にわたって富士銀行で缶詰にされたと述べております

と質問しています。

富士銀行頭取は『五月二十三日に発覚し、六月九日から七月二十八日まで何と五十日間にわたっていろいろ御本人から事情を聞いていた』そう答えました。

会員の皆様、

平成3年7月25日、富士銀行赤坂支店事件を報道した記者に「ペンの暴力」と叫ぶ根拠は、此の参議院第121回国会証券及び金融問題に関する特別委員会を傍聴して自らの報道を恥じない記者と許す新聞社です。

- (1)、何故記者は、昭和62年9月から約5年間も継続して銀行員が「架空預金証書」と「質権設定承諾書」(51枚)を偽造して総額2600億円を発生させた、大蔵行政の監督責任を追及しないのか？『約5年間も継続して』此れ程非常識な話は無いです。論外です。事実なら大蔵省が主犯だ！それでも記者か？
- (2)、更に『富士銀行赤坂支店渉外課長らが都内の不動産業者など23社の取引先名義で総額2,600億円の「架空預金証書」を発行これをファイナンス会社十数社に持ち込み、取引先企業に対する同額の融資を行わせていたことが、25日明らかになった。』

ふざけるな！何が『25日明らかになった。』

富士銀行副頭取は「7月25日明らかになった」と記者会見で公表して「発覚」をデッチ上げた「証」です。

何故、記者は自分達が報道した「7月25日明らかになった」を紙上で訂正して国会を冒瀆する富士銀行を徹底的に追及しないのか？

此の富士銀行事件が新聞紙上で「7月25日明らかになった」から東海銀行事件も「発覚」「告訴」と自分達が記事でデッチ上げている「ペンの暴力」を自覚していますか？

平成3年6月9日から7月28日まで50日間も渉外課長を千駄ヶ谷の寮に缶詰にして等と問答されていることが、我が国の国会がどれだけ国民軽視を今でも続けている茶番の現状が理解できるはずです。

即ち、ダミー預金者に知られること無く国が銀行のダミー預金者名義で発生させた巨額損害金を収束処理するため渉外課長個人が犯した、はじめから『此の世に存在しない』預金担保融資事件話を新聞報道でデッチ上げた「証」なのです。

海部内閣の方針に従い金融機関・報道機関が犯罪をデッチ上げたのです。

直視してください。

国が銀行のダミー預金者名義で発生させた 総額 2600 億円の損失金を処理する目的で渉外課長に「汚れ役」を受け入れる対価を支払いノンバンクから預金担保融資話で、総額 2600 億円を騙し取った「有印私文書偽造同行使特別背任罪」をデッチ上げ、被害金総額 2600 億円とすり替えたのです。

渉外課長は、国が犯した『国家犯罪』を闇から闇に葬り去る目的で、平成3年6月9日から平成3年7月28日まで50日間も富士銀行千駄ヶ谷銀行寮に缶詰となり「ファイナス会社の融資2329億円を不動産融資に肩代わりする作業を」行ったのです。

国は、ノンバンクを騙した被害金をデッチ上げ、富士銀行赤坂支店が「肩代わり」した 2329 億円と富士銀行がノンバンクに被害弁済した総額 271 億円の「粉飾決済」捏造して、回収不能な「損害金債権」として一括償却する『粉飾決算』不正会計処理『脱税』刑事犯罪を犯したのです。

直視してください。

富士銀行は平成3年7月25日、新聞報道する前にノンバンクと「被害金の肩代わり」と「被害金の弁済」という『粉飾決済』と『粉飾決算』

を終わっていたのです。

内閣の方針に従い、金融機関・報道機関・司法機関、一体となり国が巨額損失金を発生させた責任を、渉外課長が個人的に犯した犯罪を「告訴状」でデッチ上げ、全ての責任を背負わせる「汚れ役」にしたのです。

理不尽極まりない絶対に許されない 基本的人権の無視。

『犯罪取引構造』ノンバンクを騙した「ノンバンク⇔借受名義人」を警視庁捜査二課が逮捕状請求書』と『逮捕状』をデッチ上げ平成3年9月12日、銀行員と借受名義人を逮捕したのです。

警視庁が「有印私文書偽造同行使詐欺」話をデッチ上げ逮捕した。



銀行局の方針に従い、警視庁捜査二課は、「逮捕状請求書」の被疑事実を「協力預金の資金融資」話と犯罪取引構造を「ノンバンク⇔借受名義人」話をデッチ上げ、銀行員と共犯者達を「逮捕」しました。

これが、海部内閣の方針に従い、警視庁捜査二課がデッチ上げた『逮捕状請求書』をデッチ上げた「証」です。

富士銀行事件の違法捜査。

銀行局が、富士銀行赤坂支店の顧客に渉外課長が「VIP 特別融資枠」を利用させ、巨額な資金を株式投資・不動産投資に運用させた 23 社取引先企業社長から借受名義人に仕立て上げるため、十数人の共犯者を「逮捕状請求書」をデッチ上げ逮捕しました。

海部内閣の方針に従い、捜査員が取調室で連日、朝から夜中まで「脅し」「騙し」「存在しない」犯罪、犯罪構造を協力預金名下の預金担保融資と犯罪取引構造を「ノンバンク⇔借受名義人」をデッチ上げた。

自供するまで追い詰め『有印私文書偽造同行使詐欺罪』を認めさせた。

捜査員は、渉外課長もノンバンク融資担当者も認めている「協力預金」で、ノンバンクからだまし取った融資金を「使っただろう」追及します。借受名義人に仕立てた社長が「協力預金」は「知らない」と必死に訴えたのです。

社長は「VIP 特別融資枠」の融資金を「使った」そう説明しても「使ったのは事実だろう！」と自白するまで追い詰め、責められ、言葉の拷問を受ければ、社員が何千人もいる社長でも最後は認めさせるのが国家権力です。

国家権力総がかりの拷問です。

捜査員から『渉外課長もノンバンク融資担当者』も社長が、ノンバンクからだまし取った融資金と知っている。知っているから「借受名義人」になった。取引書類も有る。裁判でも勝てない、もう諦めろ！

社長は取引書類（コピー偽造）を見せられビックリします。それでも「知らない」と言っても「認めろ」と連日、内閣の方針に従い捜査員が追い詰めた。

それでも抵抗すれば、検察官が伝家の宝刀司法取引で「使った」事実

を「認めさせ」裁判所に公訴権濫用罪を犯し、公訴提起したのです。

これが海部内閣の方針に従い『起訴状』を検察庁検察官がデッチ上げた「証」です。

私も同様の取り調べでした。私は一銭も「使って」いませんから完黙否認することが出来ました。

内閣の方針に従い、渉外課長が犯した銀行のダミー預金者から銀行のダミー預金者を協力預金の借受名義人に、スリ替えたのです。余りにも残酷な「悪魔の仕業」です。

海部内閣の方針に従い、デッチ上げられた「公訴事実」と承知して裁判所の裁判官・公判検察官・弁護人の法曹三者が法廷審理します。

これが海部内閣の方針に従い、裁判所裁判官が『罪となるべき事実』をデッチ上げた「証」です。

被告人渉外課長は全てを認めることが仕事ですから、当然のこと裁判官は『有罪』を宣告します。

裁判所が渉外課長に判決「主文 被告人を懲役12年に処する。」を宣告しました。共犯者十数人も11年から8年の長期刑を宣告されています。共犯者十数人は、今でも渉外課長が犯罪を犯したと信じてます。

会員の皆様、富士銀行事件は新聞報道の前に「肩代わり」が終わっていますから「汚れ役」の渉外課長と借受名義人に仕立て上げた、十数人の共犯者が刑務所に行けば、内閣の企てた『粉飾決算』は完了したのです。

警視庁捜査二課・検察官・裁判官は知っていたのです！

法廷で、渉外課長が自ら「犯罪」を「認めて」刑務所に入った「事実」こそ、誰もが疑いを挟むことが出来ない渉外課長を「犯罪者」として

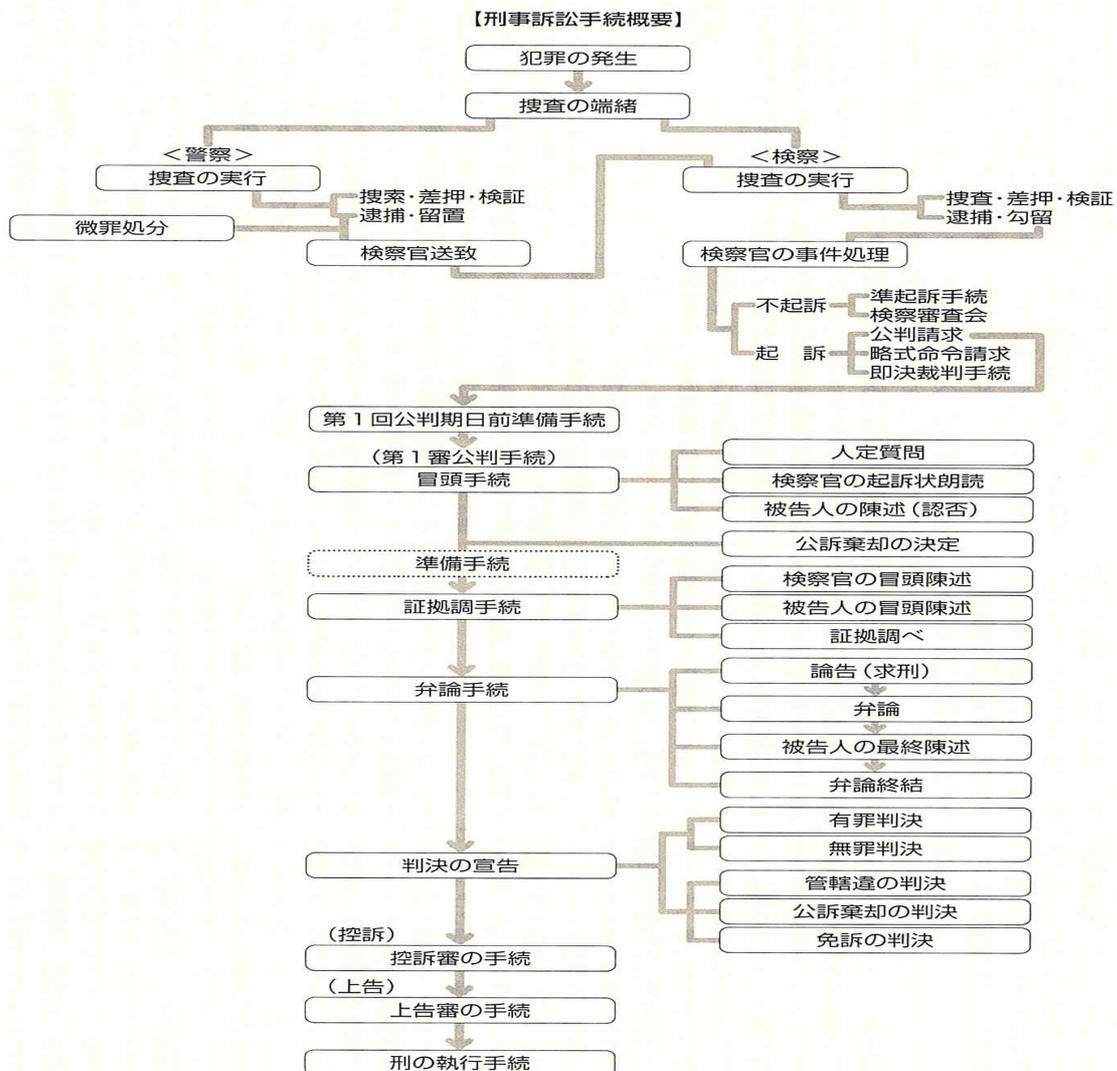
『存在する』犯罪を犯した加害者、ノンバンクを被害者、そしてノンバンクの「被害金」を裁判所が証明したのです。

国民が『知るべき』事実は、警視庁捜査二課・東京地方検察庁刑事部 検察官・裁判官が『粉飾決算』つまり『脱税』の共犯者と言う事です。

人間の仕業ですか？

本件詐欺事件は、はじめから『この世に存在しない』のです！

即ち「犯罪の発生」が、有りません！



憲法 11 条が保証した、国民はすべて生まれながらにもっている基本的人権を侵されない。憲法が国民に保証している基本的人権は、侵してはならない永久の権利。しかし、本件は憲法 13 条、生命自由及び幸福追求に対する国民の権利を自民党独裁政権が『独裁国家』即ち無法国家に成り下がり無視した。

憲法 14 条、社会の中に、現に存在する不平等を発見したら、是正できる権限が国会に授権された立法権である。（憲法 41 条）その法律に細則を整えて現実の国民生活の中に展開していくのが、内閣に授権された行政権である（憲法 65 条）。さらに、その法令が社会の中で裏切られたら、それを是正するのが、裁判所に授権された司法権である（憲法 76 条）。

このように、立法権と行政権と司法権が役割を分担し協力し合い、国民の権利を擁護しながら社会が発展していくように、憲法が民主的法治国家を構築する。

しかし、本件は民主的法治国家を構築する三権分立を自民党独裁政権竹下内閣・海部内閣・宮沢内閣は無視した憲政史上最悪な『国が犯罪』話をデッチ上げたのです。

証拠は、

海部内閣の方針に従い、金融機関・報道機関がデッチ上げた『告訴状』！
海部内閣の方針に従い、警視庁捜査二課がデッチ上げた『逮捕状請求書』！
海部内閣の方針に従い、東京簡易裁判所がデッチ上げた『逮捕状』！
海部内閣の方針に従い、検察庁検察官がデッチ上げた『起訴状』！
海部内閣の方針に従い、裁判所裁判官がデッチ上げ『罪となるべき事実』！

日本国憲法31条から38条を直視ください。

31条、{適正手続きの保証} 誰でも、法律の定める適正な手続きによらなければ、その生命や自由を奪われたり、またその他の刑罰を科せられたりしない。

32条、{裁判を受ける権利} 誰でも、裁判所で裁判を受ける権利をその意に反して奪われない。

33条、{逮捕に対する保証} 誰でも、現行犯として逮捕される以外は、権限を

もつ裁判官（司法官憲）が発し、しかも理由となっている犯罪事実を具体的に示している令状によらなければ逮捕されない。

34条、{身体の拘束に対する保証・拘束の理由を確かめる保証} 誰でも、理由を直ちに告げられ、しかも直ちに弁護人に依頼する権利を与えなければ、身体を一時的にも継続的にも（抑留）継続的にも（拘禁）拘束されない。

また、誰でも、正当な理由なければ、身体を拘束されないし、要求があれば、その理由は、直ちに本人と弁護人が出席している公開の法廷で示さなければならない。

35条、{令状に寄ることなく同意を得ずに住居や所持品を点検したり、さらに強制的に取り上げたりすることはできないことの保証}

36条、{拷問と残虐な刑罰の禁止} 公務員による拷問と残虐な刑罰は、絶対に禁止する。

37条、{公平な裁判による速やかな公開の裁判を受ける権利、反対尋問などの質問をする権利、国費で証人を請求する権利、弁護人を依頼する権利}

①すべての刑事事件において、被告人は、一方にかたよって公平でないということのない裁判所による速やかな公開の裁判を受ける権利をもつ。

②刑事事件の被告人は、すべての証人などに対して、反対尋問その他の質問をする機会を十分に与えられ、また、国の費用で自分のために強制的手続きにより、証人などを呼ぶことを請求する権利をもつ。

③刑事事件の被告人は、つねに、資格をもつ弁護人を依頼することができる。被告人は貧困その他の理由により自分で弁護人を依頼することができないときは、国でつける。

38条、{黙秘権の保証・証拠にできない自白}①誰でも、自分に不利益なことを供述するように、強いられない。②肉体的にももしくは精神的に、自由な意思決定を妨げられてした自白は、証拠にすることができない。③誰でも自分に不利益な証拠が本人の自白だけである場合には有罪とされない。

憲法を無視した、無法国家の「証」を検証してください。

裁判所は内閣の方針に従い【真実】の姿などはじめから何処にも無い検察官がデッチ上げた本件詐欺事件話と承知して法廷審理し、銀行員と共謀した共犯者に判決『有罪』を言い渡し『存在する』犯罪を作り上げたのです。

犯罪者が何を言ったところで、日本最高の法執行機関である最高裁判所の判決が誤りであるはずがないと、そうした認識を持つ方々に私は改めて【真実とは何か】そして【憲法とは何か】を問いたい。

最高裁判所は『憲法』と『刑事訴訟法』を無視したのです。

国民は「司法最後の砦」裁判所を信頼しています。私は誰よりも裁判所を信頼していました。ですから何も分からない私は、此の公判法廷で『憲法』と『刑事訴訟法』を必死で学びました。

そして、此の公判廷が憲法31条と刑事訴訟法の基本で有る『人権を無視』しを犯してまで開廷した海部内閣・宮沢内閣の暴挙を確認してください。

大事な事は「裁判官の選任権限を有する海部、宮沢内閣の政治的配慮」です。

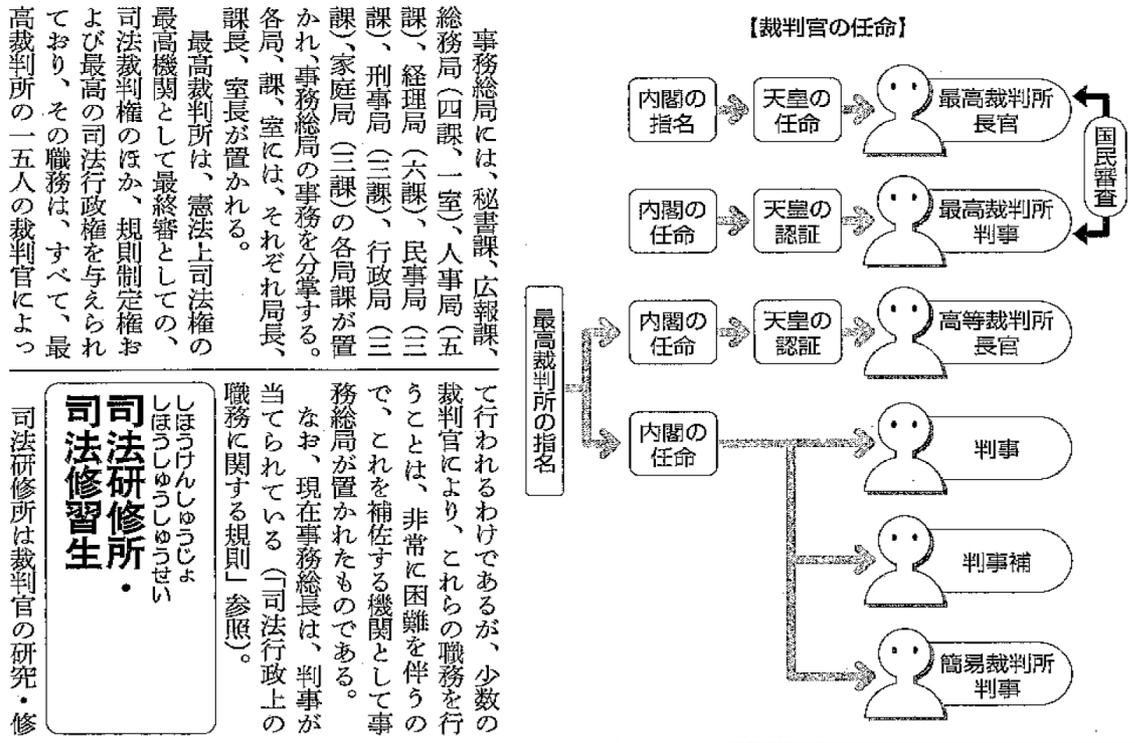
最高裁判所

最高裁判所は、長官一人、判事十四人計十五人で構成されているが、その裁判官は「識見の高い、法律の素養のある年齢四十年以上の者の中から」任命され、そのうち少なくとも10人は、法曹関係者でなければならない。

最高裁判所における審理および裁判は、裁判官全員の合議体である大法廷三人以上で最高裁判所の定める員数（現在は五人）の裁判官の合議体である小法廷のいずれかで行われる。

皆様『裁判所法』が存在します。

裁判所法の一部『裁判官の任免』をお読みください。



を著する等の理由で、違法・違憲の疑いがあると主張したが、東京高裁昭和五〇年七月判決は、参与判事補の意見は受訴裁判所の裁判官を何ら拘束するものではないので、合法・合憲であるとした。

裁判官の任免
さいばんかんのにんめん

裁判官は、その種類によって、任免資格および任免の形式を異にする。

①最高裁判所長官と、最高裁判所判事は、その任免資格は同じであるが（四一条）、前者は内閣の指名に基づいて、天皇が任免する（三九条、憲法六条二項・七九条一項）。

②最高裁判所判事と高等裁判所長官とは、任免資格を異にするが（四一条・四二条）、前者は、内閣において、自由に任免する権限を有する（三九条、憲法七九条）のに対し、後者は、最高裁判所の指名した者の名簿によって内閣が任命する（四〇条）。その任免については天皇がこれを認証することとは、いずれも同様である。

③判事、判事補、簡易裁判所判事は、それぞれ、その任命資格を異にするが（四二条・四三条・四四条）、最高裁判所の指名した者の名簿によって内閣が任命すること

とは、いずれも同様である（憲法八〇条一項）。

裁判官は、(イ)回復の困難な心身の故障のため職務を執ることができない、と裁判された場合（憲法七八条、裁判官分限法一条）、(ロ)本人が免官を願った場合（裁判官分限法一条）、(ハ)罷免の裁判があった場合（憲法七八条）、(ニ)定年の場合（五〇条、憲法七九条）のほか、最高裁判所長官および同判事については、国民審査による罷免（憲法七九条、国民審査法三五条）によって、下級裁判所裁判官については任期（一〇年）満了によって失官する（ただし再任を妨げない）（憲法八〇条）。

右事由以外に、裁判官はその意思に反して失官することはない（四八条、憲法七八条）。

最高裁判所事務総長
さいこうさいばんしゅうじょうむさうちやう

最高裁判所の行う司法行政事務を補助するために、最高裁判所に置かれた事務総局の長をいう（一三条）。最高裁判所長官の監督を受けて、事務総局の事務を掌理し、事務総局の職員を指揮監督する（五三条）。

最高裁判所の裁判官会議に出席して意見を述べることができ

即ち、最高裁判所・高等裁判所・地方裁判所・簡易裁判所は内閣の方針に従う以外ないのです！憲法六条二項〔天皇は、内閣の指名により最高裁判所の長官を任命しなければならない。〕のです。

皆様、ご理解頂けましたか。

司法独立の大原則は無いのです。行政（内閣）つまり内閣総理大臣が最高裁判所の長官を指名して天皇が任命する。即ち行政（内閣）の司法行政なのです。分かりやすく言えば内閣総理大臣の指示に従うのが裁判所なのです。

皆様『検察庁法』が存在します。

検察法の一部をお読みください。

法律(昭和二十三年法律第六)である。検察事務は、司法権と密接な関係にあるけれども、内閣の責任において行われべき行政権の範囲に属するものであるから、裁判所を内閣から分離させた憲法の趣旨に基づいて、従来裁判所に付置されていた検察局(旧裁判所構成法六条)を分離し、検察庁として独立させるとともに、検察庁の種別(官制、位置)(二条二条)、検察官の所屬(官制、職務)(四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)等を規定したものである。

検事総長 検察官の最高官名であると同時に、その職名である。最高検察官の長として行務を掌理し、かつ、全国の各検察庁の職員を指揮監督する権限を持つ(七条)。一級の検察官で、その任免は内閣が行い、天皇がこれを承認する。いわゆる認監官である(一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、百)。

次長検事 検察官の官名の一、種であると同時に、その職名である。最高検察官に副し、検事総長を補助し、検事総長に事故が生じたときは、検事総長に代り、その職務を行(七条二項)ものとされている。その資格は、一級の検察官で、その任免は内閣が行い、天皇がこれを承認する(一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、百)。

検事 検察官の官名の一、種で、一級二級の等級がある(二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、百)。

検事正 検察官の官名の一、種で、各地方検察庁の長として行務を掌理し、かつ、その庁および管内に在る地方裁判所の管轄区域内にある区検察庁の職員を指揮監督する(九条)。

司法試験法 裁判官、検察官、または弁護士にならうとする者に必要な学識およびその応用能力の存否の判定を目的とする国家試験について規定した法律(昭和二十四(一四〇)年法律第一四二号)。

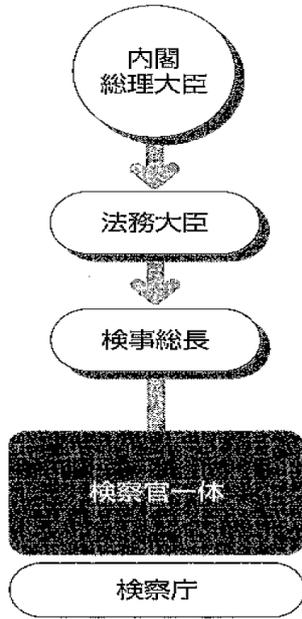
弁護士法 弁護士は、法律の専門家として、国民の権利の擁護と社会正義の実現を行うことを公認され、法律事務を執行し、登録されることにより、弁護士となる(八条)。なお登録によつて、当然に自らの弁護士会に入会する(三六条)。

外国弁護士 従来、日本国内で弁護士活動を執行するには、外国の弁護士資格を有することが必要とされていたが、昭和六一年の「外国弁護士法」(四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、百)。

検察庁法 検察官の行務を統括する官署としての検察庁の組織を定めた法律(昭和二十三年法律第六)。

法律事務の取扱いに関する特別措置法(一)により、外国の弁護士は相互の監督を課すに限り、新たな試験・選考を経ることなく、「外国法律事務所(弁護士)」の名称の下で外国法に関する法律事務を取り扱うことができることとなった。

【検察官一体の原則】



た裁判の執行を監視することである。この役目を**検察事務**というが、検察官は、一人ひとり国家の機関として、検察事務を処理できるのであって、この点で普通の官庁とは違っている。右のように検察事務は司法と密接に係るため、普通の行政官の場合とは違って、検察官の任命には厳重な資格要件があり、また身分が保障されている。

もともと、検察官は一人ひとりが検察事務をつかさどる国家の機関だといっても、裁判所のようにお互いに無関係に活動してよいわけでない。すなわち**全国の検察官が法務大臣を頂点に上の命令を受けて、その命令に従って活動するという関係（上命下服の関係）**でつながり、全員が**一体**となって活動する。これを**検察官一体の原則**という。

この点で、検察官は、裁判官と

違って行政官的色彩が強い。というのも、治安を維持する最後の責任は、内閣が国会に対して負わなければならないので、内閣は法務大臣を通じて、ある程度検察事務に干渉できる道が残されており、昭和二九年の造船疑獄は内閣の干渉を受けたいい例である。

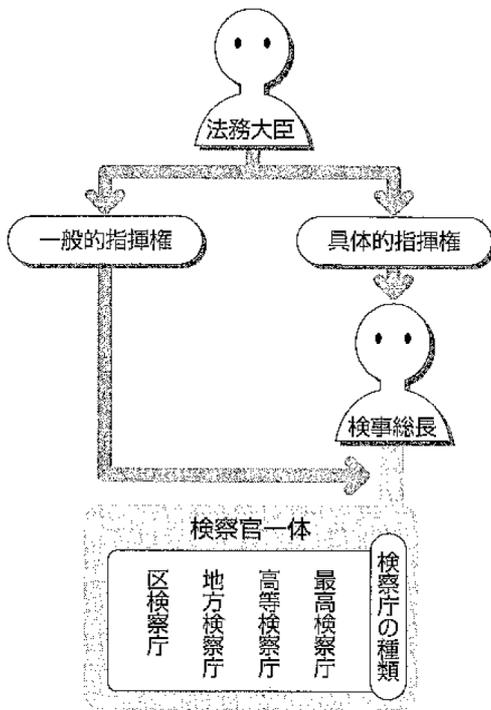
検察官の種類には**検事総長、次長検事、検事長、検事、副検事**の五つがあり、また、任命資格により一級と二級がある。検事長以上はすべて二級であり、検事は一級と二級、副検事は二級である

けんさつちやう
検察庁

検察官の行う仕事の締めくくりをしている役所。法務省の所管のもとにある。検察官のほかに、検察官を補助するものとして、検事事務官、検察技官などの職員が所属している。

761 刑事訴訟法

【検察庁】



検察庁の種類には、**最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁、区検察庁**の四つがある。最高検察庁は最高裁判所に、高等検察庁は高等裁判所に、地方検察庁は地方裁判所に、区検察庁は簡易裁判所にそれぞれ対応して置かれている。だから各々の検察庁に所属する検察官は、その対応する裁判所の受け持つ職務に応じた検察事務を行う。

最高検察庁の長を**検事総長**とい、それを補佐する検察官を**次長検事**という。高等検察庁の長を**検事長**とい、地方検察庁では**検事正**という。

区検察庁の指揮監督者は**上席検**

察官といわれるが、上席検察官は置かれる場合と置かれない場合がある。

ひこくにん
被告人

犯罪を犯した疑いで裁判所に起訴された者。検察官は**起訴状**を裁判所に提出して起訴するので、被告人かどうかは起訴状に記載された者かどうかによって決まる。だから他人の氏名を偽って裁判を受けた者がある場合には、勝手に名前を使われた者が被告人となる。被告人といっても、裁判ではつきりするまでは、本当に犯人だと

皆様『驚きませんか?』理解出来ますか?

司法独立の大原則は無いのです。行政（内閣）つまり内閣総理大臣が最高裁判所の長官を指名して天皇が任命する。同様に内閣総理大臣が検事総長即ち検察庁は行政（内閣）の司法行政なのです。分かりやすく言えば内閣総理大臣の指示に従うのが、裁判所・検察庁なのです。

日本の『円』を護らなければ金融経済社会が破滅する。『円』を護る為富士銀行事件・東海銀行事件をデッチ上げた司法機関が崩壊することを回避する為、国家権力総がかりになり犯した隠蔽工作は国家と法の権威の名において到底、許されることでは無い。

絶対に許すことのない基本的人権の無視!



女神が手に持つ天秤は正邪を測る「正義」を、剣は「力」を象徴し、「剣なき秤は無力、秤なき剣は暴力」に過ぎず、正義と力が法の両輪であることを表している。

正義の女神の目隠しは彼女が前に立つ者の顔を見ないことを示し、法は貧富や権力の有無に関わらず、万人に等しく適用されるという「法の下での平等」の法理念を表す。

我が国最高裁判所の正義の女神は目開け「法の下での不平等」を表す即ち『正義』は存在し無い事をあからさまにした法理念を自ら証明した。内閣の方針に従うのです。その証拠は「剣」を力の暴力として捧げています。

悲しく無いですか？

誰も内閣の方針に従い『国が犯罪』をデッチ上げたなど分かりません。

何も『真相』が分からず『知らず』銀行の『VIP特別融資枠』を利用した『使った』その事実だけで、ノンバンクを騙して「融資金を使った」そうデッチ上げられ長期の刑を宣告され刑務所に行く辛さ・・・

家族、友人、強いては周辺にいる善意の人たちをも巻き込み、生命、生活権をも奪った独裁政権の暴挙を、社会復帰しても誰も『知らず』にいます。

今でも銀行員がノンバンクを騙した、そう信じてます。

誰も『真相』を知りません。

私が『真相』を知らせます。

それが、自民党独裁政権と31年闘った私の答えです。

私だけが告発できる当事者「生き証人」なのです。

私だけが「バブルの正体」を隠蔽した自民党独裁政権『独裁国家』が犯した恐ろしい『粉飾決算』の『真相』と、英国の保健組合ロイズから、総額660億4243万円の『国際保険金詐欺』を成し遂げた『背景』隠蔽工作を告発できる当事者「生き証人」なのです。

平成元年（1989）の暮れ、株価バブルは最高潮に達し日経平均は3万8915円をつけ、バブルの崩壊はそこに端を発したのです。大蔵省を頂点とする金融護送船団の経済統治システムが機能しなくなり金融不祥事が次々発覚したのです。

平成3年2月海部内閣の隠蔽工作が『平成の悲劇』『腐った平成30年』を招き平成15年（2003）4月28日、日経平均最安値7607円88銭を記録した。1989年末の5分の1となったのです。

平成17年（2005）6大都市の商業地の価格は平成3年（1991）の最高値の8分の1近くまで下落したのです、金融機関による不良債権の損失処理の累計は100兆円に達し平成3年（1991）から平成15年（2003）かけて181の金融機関が破綻したのです。

預金保険から18兆9千億円が債務超過の穴埋めに投入され10兆4326円が政府の負担となったのです。生命保険会社や証券会社も相次いで倒産したのです。正に『平成の悲劇』『腐った平成30年』なのです。

バブルの後始末に今でも日本はもがき苦しんでいます。その原因は自民党独裁政権は誰も責任を取らず金融機関役職者134人を逮捕し107人が役員経験者うち44人が頭取などトップ経営者逮捕された金融機関は36を数える。日本長期信用銀行・日本債券信用銀行・福徳銀行などが無罪となったが、多くの事件で有罪が確定し15人が実刑となったのです。

私は、膨大な量の事件関係資料と目を通した文献も、それらの多くは、「バブルの正体」に対しての報告は無い。経済や経営を専門とするジャ

ーナリストや研究者らによる著作であって誰も『真相』と『背景』を知っていながらエビデンスが無いから公に出来ない。

記者による著作は自民党独裁政権『独裁国家』が犯した『真相』と『背景』を承知しても「バブルの正体」は書けない。

私は『憲法』とは『法律』とは『真実』とは『正義』とは問いたい！

35年の時が過ぎ、違法行為をした当事者の多くが現役を退職し時効が完成して、責任追及の恐れも消滅しても此の国際決済銀行（BIS）バーゼル銀行監督委員会にまた敗れた『国際金融戦争』の後始末が、今の日本を亡国に導く『国家犯罪』を告発するのです。

証拠は今日、マスコミが報道している「円安」「ドル高」に対応して岸田内閣は、国際金融政策の無知を曝け出す「円安」に不当介入して国民の血税約16兆3000億円を一瞬にして失った事実なのです。

政府は、国際金融政策に対応する知識も能力もなく海外ファンドマネーの餌食になり巨額損失金を発生させています。誰もその責任を取りません。金融政策の失敗で責任を取らされるのは、いつでも国民なのです。

もはや我が国は「物作り大国」ではないのです。マネーゲームに明け暮れる為替金利収益に国民が投資に狂乱する「ギャンブル大国」です。

我々高齢者が年金を蓄え老後に備えている1500兆円の貯蓄資金まで政府得意の自由経済風を吹かせ『投資』ギャンブルに誘い込み取り上げる金融政策を繰り返しています。当然のこと、マスコミが煽ります。

アメリカ植民地政策に従い「敵基地攻撃能力」の保有や防衛費倍増を岸田内閣は閣議決定で済ませ、憲法9条を無視してまた国民の血税を搾り取る金融財政政策を堂々とブチ上げました。

自民党独裁政権岸田内閣は、去年の衆議院選挙でも今夏の参議院選挙

でも、防衛費増額のための増税なんて一言も言わなかった。岸田自身「増税は10年間はいたしません」そう宣言していた。

アメリカバイデン政権に媚びを売る「43兆円」もの武器購入政策で国民の血税を搾り取るのです。

全ての元凶は 今から35年前です。

自民党独裁政権「独裁国家」が仕掛けた隠蔽工作！

昭和62年（1987）竹下内閣大蔵省は国際決済銀行（BIS）バーゼル銀行監督委員会と国際金融戦争を交え、国が犯した『国家犯罪』銀行のダミー預金者名義で巨額損害金を発生させ日本の『円』を国際金融マーケット（市場）で紙屑にする国際金融政策の大失態（Aステージ）を演じたのです。

竹下内閣は国際金融政策の大失態『国家犯罪』を犯し、日銀レポートで公表した様に大手都市銀行・信託銀行、債権銀行21行で、総額60兆円以上の損害金を銀行のダミー預金者名義で発生させ、我が国の金融経済社会を破滅に追い込みました。

平成3年（1991）2月海部内閣は、大蔵官僚が牛耳る金融護送船団銀行を中心とした信託銀行・債権銀行・証券会社・保険会社そして日銀と対応策を検討協議した結果、政府の方針として『円』を護る隠蔽作を金融機関・報道機関・司法機関に指示したのです。

大蔵省「銀行局」「証券局」「国税局」等、大蔵官僚と日銀が（Aステージ）の隠蔽方法を協議して「銀行局」中心に（Bステージ）隠蔽工作が行われました。

隠蔽工作は、何が何でも『国家犯罪』を隠蔽する為金融機関・報道機関・司法機関、国家権力総掛かりで銀行員に対価を支払い大手都市銀行を舞台に（Bステージ）はじめから『此の世に存在しない』ノンバンクから巨額融資金を騙し取った預金担保融資話「銀行⇔ノンバンク」

を『国が犯罪』をデッチ上げ演じさせたのです。

しかし（A ステージ）に現職大蔵大臣橋本龍太郎が関与していた事実が新聞報道され（B ステージ）が突然取り止めになったのです。

即ち（B ステージ）銀行内で銀行員個人が犯した預金担保債権偽造融資話では公判が維持できないと判断して銀行外で発生した（C ステージ）今度は『国が犯罪』を協力預金担保融資取引「ノンバンク⇔借受名義人」を『銀行員を陰で操る 3300 億円の黒幕』首謀者が立案したはじめから『此の世に存在しない』有印私文書偽造同行使詐欺話をデッチ上げたのです。

平成3年（1991）8月、自民党独裁政権海部内閣はタイ王国で銀行員と一緒にいた私を、全く身に覚えのない『銀行員を陰で操る 3300 億円の黒幕』首謀者にデッチ上げマスコミに演じさせたのです。

私は、銀行員でもなく東海銀行秋葉原支店とも取引もなく国際金融政策も『国家犯罪』も何も分かりません。一般市民には想像を絶する夢物語です。

その拳句、タイ王国で一緒にいた銀行員から（A ステージ）を隠蔽した（B ステージ）そして（C ステージ）の隠蔽工作を聞いている、そう判断され「口封じ」だけで（D ステージ）詐欺が前に来る本件詐欺事件、詐欺有印私文書偽造同行使話をデッチ上げたのです。

会員の皆様、

本件詐欺事件話は、はじめから『此の世に存在しない』話です。

自民党独裁政権は利益を貪る「利権国家」から「独裁国家」に豹変し金融機関・報道機関・司法機関、国家権力総掛かりとなり、はじめから【真実】の姿など何処にも存在しない、大手都市銀行を舞台に（A ステージ）を隠蔽した（B ステージ）（C ステージ）（D ステージ）『国が犯罪』をデッチ上げ話に30年翻弄（ほんろう）されました。

海部内閣の方針に従い検察官は、はじめから『此の世に存在しない』【真実】の姿など何処にも無い、東海銀行秋葉原支店を舞台に（Dステージ）本件詐欺事件話を銀行員と共犯者が共謀してノンバンクから総額630億円（13件）を騙し取った『犯罪』を起訴状でデッチ上げ裁判所に公訴提起した。

裁判所は政府の方針に従い【真実】の姿などはじめから何処にも無い検察官がデッチ上げた本件詐欺事件話と承知して審理し、銀行員と共犯者に判決『有罪』を言い渡し『存在する』犯罪を作り上げたのです。

会員の皆様、

自民党独裁政権竹下内閣、国が犯した『国家犯罪』を海部内閣は国家権力総掛かりで隠蔽した隠蔽工作こそ刑事犯罪を犯したのです。

大蔵省が指示した隠蔽工作、デッチ上げの裏側に存在した、恐ろしい『粉飾決算』の『真相』と恐るべき『国際保険金詐欺』の『背景』を31年の時を掛けて暴きました。

31年掛けて莫大な資金を投入し収集した各証拠を提示して『粉飾決算』と『国際保険金詐欺』刑事犯罪、重罪を犯した隠蔽工作を立証する時が来ました。

証拠は、

此の隠蔽工作は想像を絶する恐ろしい『真相』総額630億円の『粉飾決算』不正会計処理は刑事犯罪『脱税』重罪です。恐るべき『背景』総額660億4243万円を英国の保険組合ロイズから騙し取った刑事犯罪『国際保険金詐欺』も重罪です。

竹下内閣、国が犯した『国家犯罪』を隠蔽する為、海部内閣、宮沢内閣は『粉飾決算』と『国際保険金詐欺』を凶った恐ろしい『真相』と恐るべき『背景』を、告発する為に続『我が人生・ハザンへの道』（告発編）を書き上げました。

誰もが人間の仕業とは考えられ無い、非常な人権侵害を犯した『悪魔の仕業』恐ろしい『真相』を国家権力総掛かりで隠蔽した『粉飾決算』と『国際保険金詐欺』此の『暴挙』の数々を科学的・客観的・公的に記録された「証拠の書面」を提示し、立証して参ります。

本当に、私はじめ高齢者には理解することが難しい複雑な『法律』そして『金融経済社会』何より若干41歳の私が『銀行員を陰で操る3300億円の黒幕』首謀者とか総額『280億円』をノンバンから騙し取ったなどと夢の中だけに存在する『夢物語』です。

そうでしょう。どうやればノンバンクから総額『280億円』を騙し取れるのか『280億円』ですよ海部内閣総理大臣、宮沢内閣総理大臣は『280億円』という金額を真剣に考えたら此の様な荒唐無稽なデッチ上げ話で多くの人間の人生を奪う事は許されない人権侵害と断罪する。

皆様、31年に亘り人権侵害された立証です。

平成3年7月25日、富士銀行が赤坂支店の2600億円の巨額不正融資事件としてマスコミにリークし自行の行員を警視庁に告訴。

平成3年7月26日、協和埼玉銀行が80億円の不正融資事件として、自行行員を東京地検特捜部に告訴。

平成3年7月29日、東海銀行が秋葉原支店630億円にのぼる巨額不正融資事件として、自行行員を警視庁に告訴。

平成3年9月5日、東京地検特捜部が協和埼玉銀行員を「有印私文書偽造、同行使、詐欺」罪で逮捕。同日、金融証券首脳の国会喚問が実施され、結果的に10月18日橋本龍太郎蔵相が引責辞任。

平成3年9月12日、事件が地検特捜部から地検刑事部に担当替えとなり「一刑事部事件」に押さえ込む姿勢が顕在化。

平成3年9月12日、警視庁が富士銀行赤坂支店行員を「有印私文書偽造、同行使、詐欺」罪で逮捕。

平成3年9月30日、警視庁が東海銀行秋葉原支店行員を「有印私文書偽造、同行使、詐欺」罪で逮捕状請求。逮捕状発布。

平成3年11月20日、警視庁が私を「有印私文書偽造、同行使、詐欺」罪で逮捕状

請求し、逮捕状を東京簡易裁判所から発布。

平成3年12月17日、警視庁捜査員に南シナ海上空で逮捕され、警視庁万世橋警察署留置場に勾留された。全く身に覚えのない逮捕容疑であり、取調べに対して完黙否認する。

平成4年1月7日、100億円の「詐欺、有印私文書偽造同行使罪」で起訴。

平成4年1月7日、30億円の「有印私文書偽造同行使、詐欺罪」で再逮捕され、全く身に覚えのない逮捕容疑であり完黙否認する。

平成4年1月16日、東海銀行が金融商品を「有効」として債権譲渡契約を締結。

平成4年1月28日、私を30億円の「詐欺、有印私文書偽造、同行使」罪で起訴
(二) 公訴提起。

平成4年2月5日、私の住友銀行預金約13億円を東海銀行が仮差し押え。

平成4年4月30日、東京地方裁判所104号法廷で審理が開始された。

平成4年12月22日、第7回公判で犯罪行為不存在が立証された。

平成5年2月10日、私を150億円の「有印私文書偽造、同行使、詐欺」罪で再々逮捕。

平成5年3月3日、私を150億円の「詐欺、有印私文書偽造、同行使」罪で起訴
(三) 公訴提起。

平成5年6月21日、東海銀行が私に対し287億円余りの損害賠償請求を提訴。

平成7年11月27日、第43回公判で「約束手形債権」(CP)が証拠採用。

平成9年3月19日、一審判決で「懲役11年」が宣告され控訴。

平成10年10月16日、東京高裁で審理が開始されたが、私は法廷に出廷せず。

平成11年3月26日、東京高裁判決「控訴棄却」。

平成11年3月26日、最高裁に上告。

平成15年3月27日、最高裁で上告棄却決定し11年の実刑が確定。

平成11年3月29日、東海銀行が私を287億円余りの損害賠償請求を根拠に東京地裁に破産申し立て。

平成15年3月30日、最高裁に「異議申立書」提出。

平成15年4月11日、最高裁「異議申立書」却下決定により収監。

平成15年5月20日、一審450日、二審650日、最高裁900日、合計2000日という異例の長さの未決通算を受け、4000日の丁度半分の囚ったような残刑を刑務所で過ごす。

平成20年10月2日、仮釈放を断り刑期満了で刑務所を出所。

平成20年12月18日、萩生田勝氏の著書『警視庁捜査二課』が講談社から出版。

- 平成21年 8月28日、講談社に内容証明を送付。
- 平成22年 2月25日、東京地裁民事部に萩生田勝氏及び講談社を相手として「名誉毀損損害賠償」を提訴。
- 平成22年 9月17日、株式会社 室岡克典政治経済研究所設立。
- 平成22年10月27日、株式会社 医療法律総合研究所設立。
- 平成22年11月19日、第1弾として「公開質問状」をインターネットで公開。
- 平成23年 8月 8日、株式会社 メディカルバイオラボ設立。
- 平成24年 2月 26日、第2弾「東海銀行秋葉原支店不正融資事件の真相」をインターネットで公開。
- 平成24年 6月 11日、地裁で相互に90分の証人尋問で、萩生田勝氏が当時の捜査を指揮していた中心的人物であった事実を自ら証言。
- 平成25年 6月 15日、地裁「名誉棄損損害賠償」勝訴が確定し損害金を戴いた。
- 平成26年 5月 29日、第3弾「近日公開」youtubeで動画を公開。
(<https://youtu.be/WPp98dXEFWI>)
- 平成26年 8月 19日、第4弾「絶賛公開中」youtubeで動画を公開。
(<https://youtu.be/2MWpOs0gi4Y>)
- 平成27年 5月 27日、株式会社室岡克典政治経済研究所「勉強会」開始。
- 平成28年 4月 1日、特定非営利活動法人(NPO)カルナを設立。
- 平成28年 4月 8日、株式会社 日越裾野産業支援機構設立。
- 平成28年 5月 8日、第一回 ベトナム視察団ハノイ・ホーチミン視察。
- 平成28年 6月 14日、ベトナム社会主義共和国ハザン省を訪問。
- 平成28年 6月 16日、ベトナム社会主義共和国 ハザン省「協力合意書」締結。

結論は内閣総理大臣の方針に従い、基本的人権を無視して『犯罪者』をデッチ上げる最高裁判所・検察庁なら要らないのです。

私は、自民党独裁政権が税金を貪る「独裁国家」と名付けます。

第二次世界大戦(太平洋戦争)以降「物作り」でボロ儲けする利権国家「経済大国」から『独裁国家』に豹変し自民党独裁政権を支援する銀行を中心にした金融護送船団が国民を不幸のどん底に引きずり込んだマネーゲーム「バブル経済社会」の構築と崩壊を招き巨額損失金を発生させ「幻の経済大国」に成り下がった77年の「歴史的事実」です。

独裁政権の犠牲になるのは、何時でも国民なのです。

ロシア連邦大統領プーチンが独裁政権を作り、独裁政権を支え続けるオリガルヒ（210社）と自民党独裁政権を支え続ける金融護送船団が織りなす癒着構造こそ、日本の悲劇です。

今こそ真剣に日本国の現状を国民は『知るべき』です。

令和4年（2022）9月15日総務省推定で65歳以上3,627万人が高齢者になりました。当然のこと私も72歳高齢者です。

では、高齢者が日本国の現状をどれだけ知っていますか？

現実には3,627万人の高齢者は日本国の現状を知る方法を全く知りません。高齢者は昔の様に家長では無く、今では無惨に社会からも疎外されて寂しく必死に生きています。

その高齢者（3,627万人）は、日本国の現状を知る方法が『新聞報道』『テレビ放送』の情報だけです。後は『インターネット』です。政府の大事な公示も各省の『ホームページ』です。法律で決められています。

多くの高齢者（3,627万人）は『インターネット』も『ホームページ』も分からない。情報は『新聞報道』『テレビ放送』だけです。

そのマスメディアが国の大事な現状を知らせる情報が政府の情報操作で捏造された『大嘘』を平気で報道するのが日本の現実です。

国民に知らせる時です！

日本国は『憲法』と『法律』を無視して銀行のダミー預金者名義で巨額損失金を発生させ既に破綻している恐ろしい『真相』を隠蔽する驚くべき『背景』隠蔽工作を会員の皆様が今こそ国民に知らせる時です。

皆様は『独裁国家』を知らせるべきです。その為に今まで約8年勉強会、報告会（88回）行い一緒に闘って来た歴史が皆様には有ります。

会員の皆様との歴史！

平成22年11月19日、第1弾として「公開質問状」をインターネットで公開。

平成26年5月29日、第3弾「近日公開」youtubeで動画を公開。
(<https://youtu.be/WPp98dXEFWI>)

平成26年8月19日、第4弾「絶賛公開中」youtubeで動画を公開。
(<https://youtu.be/2MWpOs0gi4Y>)

第3弾27万人 第4弾7万人合計34万人の方々に観て頂きました。

平成27年（2015）から国家の闇を暴く『美しい日本を取り戻す・ジャパンプライド』勉強会を立ち上げました。多くの参加者が集まりました。平成28年（2016）4月1日、特定非営利活動法人『カルナ』を設立し本格的に啓蒙活動が始まりました。

本格的に自民党独裁政権『国家の罪』を暴かなければ、高齢者は老老介護の悲劇・孤独死の悲劇・ホームレスの悲劇を迎える安倍内閣の高齢者政策に対する恐れを強く持つ会員の数も信じられ無い人数となり平均年齢も62歳でした。 <https://youtu.be/p-lwx3mtBmg>

私は、現在MKグループ会長・室岡塾塾長・株式会社日越裾野産業支援機構・株式会社フェニックスエナジー・ベトナム社会主義共和国では株式会社日本ハザン裾野産業支援機構・日越資源開発株式会社を運営しています。

高齢者が第二の人生を過ごす基地として、「日・越高齢者のための医療健康管理センター」、病院・ホテル温泉・老人介護施設などを備えた「YAMATO・セカンドライフ・ステーション」をハザン省機能回復病院と運営しています。

<https://www.youtube.com/watch?v=vPxoQ5tnJN4>

多くの会員の皆様が「YAMATO・セカンドライフ・ステーション」に参加しています。皆様が支えてくれたから、皆様がいたからこそベトナム社会主義共和国 ハザン省で「ハザンプロジェクト」が出来ました。心から感謝致します。

https://youtu.be/s96l0T3Gh_o

平成29年3月からハザン省機能回復病院施設改装工事を計画し、同年5月末に完成したのです。蘇ったのです。素晴らしい施設です。そして大きな資源開発のプロジェクトがスタートしたのです。

<https://www.youtube.com/watch?v=fQGmX3X-VY>

平成29年（2017）8月26日『我が人生、ハザンへの道』を出版し国民から選ばれた国会議員が「一票」その重さを忘れ『独裁国家』を黙認する、衆議院議員・参議院議員全員（715名）に『我が人生、ハザンへの道』を配達証明付きで配送致しました。

更に、自民党独裁政権をサポートするマスコミ関係者・全国銀行協会連合会・弁護士会等、合計134冊『我が人生、ハザンへの道』を配達証明付きで配送致しました。



全ての国会議員が予想通り無視です！

申し合わせたように、全ての国会議員が沈黙しました。沈黙する以外ないのです。（返信を頂けたのは弁護士会、会長だけです。）

昭和62年（1987）自民党独裁政権竹下内閣は国際金融政策の大失態国際決済銀行（BIS）を相手に国が犯した国際金融戦争『国家犯罪』を平成3年（1991）海部、宮沢内閣が『憲法』と『法律』を無視して国家権力総掛かりで隠蔽した隠蔽工作を誰も公にする勇気がないのです。

私は、当事者「生き証人」として国が犯した『国家犯罪』
恐ろしい『真相』と恐るべき『背景』を暴きました。

そう申し上げても、一般市民の皆様には想像を絶する『国際金融戦争』とか『国家犯罪』余りにも話が大きすぎます。更に法律用語も金融用語も難しい何が何だか分から無い言葉です。

それが、皆様には現実で有り何より一般市民の方々は、警察・検察・裁判所を信頼しています。信頼しているから安心して生活をして行けます。

私は誰よりも裁判所を信頼していました。ですから何も分からない私は此の裁判で『憲法』と『刑事訴訟法』を必死で学びました。

皆さんと同じです。法律用語が金融用語が全く分からないのですから手も足も出ません。今まで、コンプライアンスは全て顧問弁護人に任せていた報いです。

刑法・刑事訴訟法が全く分かりません。六法全書を購入しました。
法律用語が全く分かりません。法律用語辞典を購入しました。
金融用語が全く分かりません。金融用語辞典を購入しました。
銀行法・手形法・小切手法が分かりません。書籍を購入しました。

ただ無我夢中になり、東京拘置所のテレビカメラ監視付三畳の独居

房で、朝から晩まで延べ9年半も毎日、毎日本件事件に関わる公判検事から、開示された本件詐欺事件の実態と取引状況を立証するのに用いられた証拠（甲号証）の解明解析に没頭した。

特に銀行関係の伝票、帳票類、そして銀行法に基づいた東海銀行業務規則規程集(約3000ページ)を、目から血のにじむ思いで約3年間も熟読し銀行業務実務手続の調査をしました。重要な箇所は抜かれて開示されてるのです。

本件事件専用の訴訟対策オフィス設置。

平成4年11月頃から、弁護士に本件事件専用の訴訟対策オフィスを銀座に設置しました。会社のスタッフ（21名）による検察官開示資料に基づく融資金の追跡調査等したのです。

ことさらに捜査当局によるコピーで隠蔽された部分の開示資料、取引関係書類等を裁判所の公務所照会（14件）弁護士照会（現在189件）を用いて資料収集しました。夢中になりました。

調べれば、調べるほど、証拠がコピーで偽造されてることが判明したのです。ノンバンクの「融資金の流れ」を追う「検察チャート」に対する「弁チャート」を伝票一枚、一枚をめくり一件ごとに纏め裁判所に提出し証拠採用されました。

平成4年12月25日から平成9年3月18日、一審判決前夜まで、事件に関わる全ての帳票類を調べた、本件の調査に使用した、コピーの枚数は優に約43万枚を超えたのです。現在は「勉強会」「報告会」の資料で80万枚を超えています。

令和元年（2019）7月27日『日本を見直す会・カルナ』に名称変更しました。それは『かんぽの闇』事件と本件の隠蔽工作が同じ事実が明らかになり会員の皆様が本気で『独裁国家』と闘う同志になった忘年会の矢先「コロナ感染症」で世界中が大騒ぎです。

「報告会」

MKグループ 報告会

【2015年（H27）】

1	12月12日(土)	「株式会社カルナ」 発足パーティー	16:00-19:00	銀座巴里「夕顔」	88名	※録画有り
2	12月28日(月)	第1回 報告会・忘年会2015	18:00～	銀座「徒然茶寮」		※録画有り

【2016年（H28）】

1	6月18日(土)	第2回 報告会	13:30-16:00	朝日ホール	200名	※録画有り
2	8月8日(月)	第3回 報告会	19:00～	アリスアクアガーデン銀座	120名	※録画有り
3	10月12日(水)	第4回 報告会	11:00-14:00	アリスアクアガーデン銀座	100名	※録画有り
4	11月28日(月)	第5回 報告会・理事会	11:00-14:00	アリスアクアガーデン銀座	30名	※録画有り
5	12月10日(土)	第6回 報告会	11:00-14:00	アリスアクアガーデン銀座	100名	※録画有り
6	12月28日(月)	第7回 報告会・忘年会2016	13:00-16:00	銀座巴里「夕顔」	55名	※録画有り

【2017年（H29）】

1	1月31日(火)	第8回 報告会・新年会2017	18:00～	アリスアクアガーデン銀座	65名	※録画有り
2	4月17日(月)	第9回 報告会	10:30-14:00	アリスアクアガーデン銀座	116名	ハザン省政府高官・窪田所長・武部 勤氏参加 ※録画有り
3	8月26日(土)	第10回 報告会 出版記念披露 「我が人生、ハザンへの道」	13:00-16:00	アリスアクアガーデン銀座	112名	※録画有り
4	10月28日(土)	第11回 報告会		アリスアクアガーデン銀座	60名	※録画有り
5	12月23日(土)	第12回 報告会・忘年会2017	13:00-16:00		52名	※録画有り

【2018年（H30）】

1	3月17日(土)	第13回 報告会	11:00-14:30	アリスアクアガーデン銀座	146名	※録画有り
2	4月25日(水)	第14回 報告会・理事会	11:00-12:00 12:20-15:00	アリスアクアガーデン銀座	87名	※録画有り
3	8月3日(金)	第15回 報告会（朗読）	11:00-14:30	アリスアクアガーデン銀座	94名	※録画有り
4	12月22日(土)	第16回 報告会・忘年会2018	11:00-14:30	アリスアクアガーデン銀座	57名	※録画有り

【2019年（R1）】

1	7月27日(土)	第17回 報告会・理事会	10:00-12:40 13:20-17:00	アットビジネスセンター東京駅 (京橋)	84名	※録画有り
---	----------	--------------	----------------------------	------------------------	-----	-------

日本を見直す会・カルナ 報告会・研修会

【2019年 (R1)】

1	11月16日(土)	第1回 報告会	12:00-16:00	AP東京八重洲通り	88名	※録画有り
2	11月30日(土)	第1回 鉱物資源研修会	12:00-16:00	AP東京八重洲通り		※録画有り
3	12月21日(土)	第2回 鉱物資源研修会	12:00-16:00	AP東京八重洲通り		※録画有り
		忘年会2019	16:00-18:00	AP東京八重洲通り		※録画有り

【2020年 (R2)】

4	2月16日(日)	第3回 資源投資セミナー	12:00-16:00	AP東京八重洲通り	146名	※録画有り
		新年会2020	11:00-14:30	AP東京八重洲通り	94名	※録画有り

「勉強会」

勉強会 ー会場：京橋サロンー (人数：20～35人/各会)

年	月日	時間	人数		
1	2015年	9月3日	昼の部	10～15名	第1回勉強会
2	(H27年)	〃	夕の部	10～15名	
3		9月4日	昼の部	10～15名	
4		〃	夕の部	10～15名	
5		9月5日	昼の部	10～15名	〃
6		〃	夕の部	10～15名	
7		9月28日	昼の部	10～15名	第2回勉強会
8		〃	夕の部	10～15名	
9		9月29日	昼の部	10～15名	〃
10		〃	夕の部	10～15名	
11		9月30日	昼の部	10～15名	〃
12		〃	夕の部	10～15名	
13		11月2日	昼の部	10～15名	第3回勉強会
14		〃	夕の部	10～15名	
15		11月4日	昼の部	10～15名	〃
16		〃	夕の部	10～15名	
17		11月5日	昼の部	10～15名	〃
18	2016年	10月20日	10-12時		火曜木曜勉強会①
19		10月25日	10-12時		火曜木曜勉強会②
20		10月27日	10-12時		火曜木曜勉強会③
21		11月1日	10-12時		火曜木曜勉強会④
22		11月3日	10-12時		火曜木曜勉強会⑤
23		11月8日	10-12時		火曜木曜勉強会⑥
24		11月9日	10-12時		火曜木曜勉強会⑦
25		11月10日	10-12時		火曜木曜勉強会⑧
26		11月15日	10-12時		火曜木曜勉強会⑨
27		11月16日	10-12時		火曜木曜勉強会⑩
28		11月17日	10-12時		火曜木曜勉強会⑪
29		11月24日	10-12時		火曜木曜勉強会⑫
30		11月29日	10-12時		火曜木曜勉強会⑬
31		12月1日	10-12時		火曜木曜勉強会⑭
32		12月22日	10-12時		火曜木曜勉強会⑮
33	2017年	1月24日	10-12時		火曜木曜勉強会⑰
34	(H29年)	1月26日	10-12時		火曜木曜勉強会⑱
35		1月31日	10-12時		火曜木曜勉強会⑳
36		2月2日	10-12時		火曜木曜勉強会㉑
37		2月14日	10-12時		火曜木曜勉強会㉒
38		2月16日	10-12時		火曜木曜勉強会㉓
39		2月21日	10-12時		火曜木曜勉強会㉔
40		2月23日	10-12時		火曜木曜勉強会㉕
41		2月28日	10-12時		火曜木曜勉強会㉖
42		3月2日	10-12時		火曜木曜勉強会㉗
43		3月7日	10-12時		火曜木曜勉強会㉘
44		3月9日	10-12時		火曜木曜勉強会㉙
45		3月14日	10-12時		火曜木曜勉強会㉚
46		3月23日	10-12時		火曜木曜勉強会㉛
47		3月28日	10-12時		火曜木曜勉強会㉜
48		4月11日	10-12時		火曜木曜勉強会㉝
49		4月25日	10-12時	ノンバンク成績 参加	火曜木曜勉強会㉞
50		5月23日	10-12時		火曜木曜勉強会㉟
51		6月20日	10-12時		火曜木曜勉強会㊱
52		6月27日	10-12時		火曜木曜勉強会㊲
53		7月4日	10-12時		火曜木曜勉強会㊳
54		7月11日	10-12時		火曜木曜勉強会㊴
55		7月18日	10-12時		火曜木曜勉強会㊵
56		7月25日	10-12時		火曜木曜勉強会㊶
57		9月15日	11:30- 14:30 食事付	22名	霞が関勉強会①
58		10月6日	11:30- 14:30 食事付	22名	霞が関勉強会②
59		11月7日	11-13時		火曜土曜勉強会①
60		〃	14-16時		〃②
61		11月11日	14-16時	32名	火曜土曜勉強会③
62		11月14日	14-16時	31名	火曜土曜勉強会④
63		11月18日	14-16時	37名	火曜土曜勉強会⑤
64		12月5日	14-16時	23名	火曜土曜勉強会⑥
65		12月12日	14-16時	33名	火曜土曜勉強会⑦
66		12月19日	14-16時	25名	火曜土曜勉強会⑧

令和2年（2020）2月16日新年会を最後に「勉強会」も「報告会」もコロナ感染症対策で出来なくなり3月23日、予定した資源開発投資視察団も中止になりベトナムにも帰ることが出来ませんでした。

令和2年（2020）5月27日『独裁国家』と闘う同志になった会員の皆様とコロナ禍の中でメールマガジンを用いた会員限定『室岡塾』を立ち上げたのです。

令和2年5月27日、会員限定『室岡塾』を開催致しました。
令和2年6月30日、第1回『室岡塾』メールマガジン配信。
令和3年12月23日、第23回『室岡塾』メールマガジン配信。

第24回『室岡塾』を開催致します。

31年の時と莫大な資金を投入して、何故『存在しない』犯罪を自民党独裁政権がデッチ上げたのか、その理由と目的を証明するための証拠を一件、一件積み上げて立証を成し遂げました。

戦後40年敗戦の焼け野原から経済大国になりまた、のぼせて、うぬぼれ国際金融経済社会で、侵略的な業務活動を繰り広げて、第二次世界大戦（太平洋戦争）同様に孤立したのです。

その結果、国際金融社会を監視する国際決済銀行（BIS）バーゼル銀行監督委員会に国際金融マーケット（市場）からの追放を画策され、国際金融戦争を交えた『真相』を私が生き証人となり科学的に検証可能で公的に記録された証拠を一つ、一つ提示して世界に基本的人権無視を「告発」致します。

自民党派閥政治が生んだ「バブルの正体」国民を狂乱させたマネーゲーム「バブル経済社会」の構築と崩壊を招いた『平成の悲劇』その後始末に今でも血税（公的資金）を垂れ流す『腐った平成30年』を完璧に立証することができるまで30年の時が必要でした。

皆様、室岡克典と自民党独裁政権の闘いです!

要参考文献

- 口語訳基本六法全書平成11年度 (自由国民社 1999年)
図解による法律用語辞典 (自由国民社 1999年)
憲法・民法・民法総則・債権法・刑法・ (自由国民社 1999年)
商法・手形小切手法・民事訴訟法・刑事訴訟法自 (由国民社1999年)
半藤一利 『昭和史』 1926ー1945 平凡社
半藤一利 『昭和史』 戦後篇 1945ー1989 平凡社
伊藤正直・大貫摩里・森田泰子 『1990年代における金融政策運営について』
(日本銀行金融研究所、2018年)
岩田一政・左三川郁子 『金融正常化へのジレンマ (日本経済新聞出版社、2018年)
岩田規久男 『日銀日記』 (筑摩書房、2018年)
岩村充 『金融政策に未来はあるか』 (岩波新書、2018年)
太田康夫 『金融失策 20年の真実』 (日本経済新聞出版社、2018年)
翁邦雄 『ゼロ・インフレ下の金融政策について』
(日本銀行金融研究所、1999年)
翁邦雄 『日本銀行』 (ちくま新書、2013年)
翁百合 『銀行経営信用秩序』 (東洋経済新報社、1993年)
桂木明夫 『リーマン・ブラザーズと世界経済を殺したのは誰か』
(講談社、2010年)
加藤出 『日銀、「出口」なし!』 (朝日新聞出版、2014年)
上川龍之進 『日本銀行と政治』 (中公新書、2014年)
軽部謙介 『ドキュメント ゼロ金利』 (岩波書店、2004年)
軽部謙介 『検証 バブル失政』 (岩波書店、2015年)
軽部謙介 『官僚たちのアベノミクス』 (岩波新書、2018年)
軽部謙介・西野智彦 『検証 経済失政』 (岩波書店1999年)
川嶋稔哉・中林真幸 『1990年代末から2000年代における銀行不良債権処理の進行』
(金融庁金融研究センター、2014年)
木内登英 『異次元緩和真実』 (日本経済新聞出版社、2017年)
木下智博 『金融危機と対峙する「最後の貸し手」中央銀行』
(草書房、2018年)

- 木村剛『竹中プランのすべて』（アスキーコミュニケーションズ、2003年）
- 鯨岡仁『日銀政治』（朝日新聞出版、2017年）
- 黒田東彦『財政金融政策の成功と失敗』（日本評論社、2005年）
- 後藤田正晴『情と理』（講談社、1998年）
- 五味廣文『金融動乱』（日本経済新聞出版社2012年）
- 小宮隆太郎・日本経済研究センター編『金融政策論議の争点』（日本経済新聞出版社、2002年）
- 清水功哉『デフレ最終戦争』（日本経済新聞出版社、2016年）
- 清水真人『経済財政戦記』（日本経済新聞出版社2007年）
- 清水真人『財務省と政治』（中公新書、2015年）
- 白川方明『現代の金融政策』（日本経済新聞出版社、2008年）
- 白川方明『中央銀行』（東洋経済新報社2018年）
- 高橋温『金融再編の深層』（朝日新聞出版、2013年）
- 竹中平蔵『構造改革の真実』（日本経済新聞出版社、2006年）
- 内藤純一『戦略的金融システムの創造』（中央公論新社、2004年）
- 中井省『やぶにらみ金融行政』（財形詳報者、2002年）
- 永野健二『バブル』（新潮社、2016年）
- 中原伸之『日銀はだれのものか』（中央公論新社、2006年）
- 西川善文『ザ・ラストバンカー』（講談社、2011年）
- 西野智彦『検証 経済迷走』（岩波書店2001年）
- 西野智彦『検証 経済暗雲』（岩波書店2003年）
- 西野智彦『平成金融史-バブル崩壊からアベノミクスまで』（中公新書）
- 西村吉正『金融行政の敗因』（文春新書、1999年）
- 西村吉正『日本の金融制度改革』（東洋経済新報社、2003年）
- 西村吉正『金融システム改革50年の軌跡』（金融財政事情研究会、2011年）
- 藤原作弥『カラムコラム 素顔の日銀総裁たち』（日本経済新聞社、1991年）
- 前田裕之『ドキュメント銀行』（ディスカヴァー・トゥエンティワン、2015年）
- 三重野康『日本経済と中央銀行』（東洋経済新報社、1995年）
- 三重野康『赤い夕陽のあとに』（新潮社、1996年）
- 三重野康『利を見て義を思う』（中央公論新社、2000年）
- 村松岐夫・奥野正寛編『平成バブルの研究〈上〉形成編』『「同〈下〉崩壊編』（東洋経済新報社、2002年）
- 村松岐夫編著『平成バブル先送りの研究』（東洋経済新報社、2005年）
- 村山治『特捜検察VS金融権力』（朝日新聞社、2007年）

- 山口敦雄『りそなの会計士はなぜ死んだのか』（毎日新聞社、2003年）
- 吉野俊彦『歴代日本銀行総裁論』（講談社、2014年）
- 朝日新聞経済部『金融動乱』（朝日新聞社、1999年）
- 共同通信社社会部編『崩壊連鎖』（共同通信社、1999年）
- 内閣府・経済社会総合研究所
- 『バブル/デフレ期の日本経済と経済政策』（2010年）
- 日本銀行『日銀レビュー：欧州におけるマイナス金利政策と短期金融市場の動向』（日本銀行金融市場局、2016年）
- 日本銀行『2003年度の金融調節』『2005年度の金融市場調節』
- 『金融市場レポート』『金融システムレポート』（日本銀行、2004年～）
- 日本経済研究センター編『激論マイナス金利政策』（日本経済新聞出版社、2016年）
- 日本経済新聞社編『検証バブル 犯意なき過ち』（日本経済新聞出版社、2000年）
- 日本経済新聞社編『金融迷走10年』（日本経済新聞出版社、2000年）
- 日本経済新聞社編『リーマン・ショック5年目の真実』（日本経済新聞出版社、2014年）
- 日本経済新聞社編『黒田日銀 超緩和の経済分析』（日本経済新聞出版社、2018年）
- 預金保険機構『預金保険機構年報』（預金保険機構2013年～）
- 小山 嘉昭『全訂 銀行法』
- 小山嘉昭『銀行法精義』
- 小山嘉昭『銀行法』（平成4年、大蔵財務協会）
- 小山嘉昭『詳解 銀行法』（平成16年、金融財政事情研究会）
- 太田康夫『バーゼル敗戦 銀行規制をめぐる闘い』日本経済新聞出版 (2011/5/26)
- 鈴木 健二『歴代総理、側近の告白—日米「危機」の検証— 毎日新聞社 (1991/6/1)
- 上川龍之進『日本銀行と政治-金融政策決定の軌跡』（中公新書）
- 吉本貞昭『世界史から見た日清・日露大戦争—侵略の世界史を変えた日清日露大戦争の真実』
- 西村克仁『バブル世代教師が語る平成経済30年史』
- 山家悠紀夫『日本経済30年史: バブルからアベノミクスまで』（岩波新書）
- 金子勝『平成経済衰退の本質』（岩波新書）
- 村山 治『ルポ 内部告発なぜ組織は間違うのか』（朝日新書）
- 田中隆之『現代日本経済』バブルとポストバブルの奇跡 （日本評論社）

野口 旭『経済論戦』いまここにある危機の虚像と実像 (日本評論社)
森田達郎・原信『東京マネー・マーケット』(有斐閣選書1992第4版)

岸田首相、そして国民を代表する国会議員の方々、報道機関の方々・金融機関の方々、司法機関の方々に、法曹関係者の方々、警察・検察が、コピー偽造した立証証拠「証拠物件」を提示します。

一人の人間として、コピー偽造された立証証拠を検証すべきです。

自民党独裁政権が日本の『円』を護る為に国際決済銀行と交えた『国際金融戦争』国が犯した『国家犯罪』を国家権力総掛かりで隠蔽した隠蔽工作を、総論そして公開質問状に分けて立証します。

尚、証拠には東京地方裁判所刑事部・東京地方裁判所民事部・東京高等裁判所刑事部が法廷証拠採用した公的な記録を用います。警察・検察・裁判関係者・銀行関係者を実名で記述し年齢・肩書・組織名などはすべて当時のままとします。

2023年(令和5年)2月23日

「室岡塾」塾長
室岡克典

230223-4